

10 労働時間及び休憩の特例（法第40条）

（1）労働時間の特例

- ① 規模10人未満の商業、サービス業等
法別表第1第8号（商業）、第10号（映画・演劇業（映画の製作の事業を除く。）、第13号（保健衛生業）、第14号（接客娯楽業）の事業であって、規模10人未満の事業場の法定労働時間は、1週44時間、1日8時間です。
- ② 運送事業の予備勤務員
運送の事業において列車、気動車、又は電車に乗務する労働者で予備の勤務に就く者については、あらかじめ就業規則その他で特定することなく1か月単位の変形労働時間制をとることができます。

（2）休憩の特例

- ① 一斉休憩の除外
法別表第1第4号（運送業）、第8号（商業）、第9号（金融・保険業）、第10号（映画・演劇業）、第11号（郵便・電気通信業）、第13号（保健衛生業）、第14号（接客娯楽業）及び官公署の事業については、労使協定を締結することなく交替休憩を実施することができます。
- ② 休憩規定の適用除外
法別表第1第4号の事業（運送業）又は第11号の事業（郵便・電気通信業）に従事する労働者のうち一定の者については、休憩時間を与えないことができます。
- ③ 休憩自由利用の例外
警察官、消防吏員、養護施設等に勤務する職員で児童と起居をともにする者については、休憩自由利用の原則は適用されません。（養護施設等の場合は、予め所轄労働基準監督署長の許可が必要です。）

11 適用の除外（法第41条）

次の労働者については、法の第4章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用されません。

- ① 法別表第1第6号（農業のみ）又は第7号（畜産・水産業）の事業に従事する者
- ② 監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者
- ③ 監視又は継続的労働に従事する者

○留意点

ア 「監督若しくは管理の地位にある者」とは、一般的には部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意ですが、名称にとらわれず、出退勤について厳格な制限を受けない者について、実態に即して判断することになります。

イ 「機密の事務を取り扱う者」とは、秘書その他職務が経営者又は管理監督者の活動と一体不可分であって、厳格な労働時間管理になじまない者をいいます。

ウ 上記③については、所轄労働基準監督署長の許可が必要です。

- エ 「監視に従事する者」としては、原則として、一定部署にあって監視するのを本来の業務として、常態として身体又は精神的緊張の少ない者が、許可対象になります。
- オ 「断続的労働に従事する者」としては、寄宿舍の賄人等休憩時間は少ないが手待時間が多い者が許可対象となります。
- カ 「宿直又は日直の勤務」については、原則として通常の労働の継続は許可されず、定時巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態発生の準備等を目的とするものに限って許可されます。
- キ 本条により労働時間の適用除外を受ける者でも、午後10時から午前5時までの間に労働させた場合には、深夜業の割増賃金を支払わなければなりません。ただし、就業規則等で深夜業の割増賃金を含めて所定賃金が定められていることが明らかな場合には、別に深夜業の割増賃金を支払う必要はありません。

12 年少者の労働時間及び休日（法第56条、第60条）

満15歳に達した日以後の最初の3月31日までは、児童を労働者として使用できません。

また、年少者（満18歳未満の者）については、1か月単位の変形労働時間制、フレックスタイム制、1年単位の変形労働時間制及び1週間単位の非定型的変形労働時間制の規定のほか、労使協定による時間外・休日労働の規定、法定労働時間・休憩時間に関する特例規定（前記9）は適用されません。

ただし、年少者のうち満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者については、次により労働させることができます。

- ① 週法定労働時間を超えない範囲内において、1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合において、他の日の労働時間を10時間まで延長すること
- ② 1週間について48時間、1日について8時間を超えない範囲内において、1か月単位の変形労働時間制又は1年単位の変形労働時間制の規定の例により労働させること

法第56条第2項の規定によって使用する児童（満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了していない者）については、修学時間を通算して、1日7時間、1週40時間を超えて労働させることはできません。

○留意点

ア 上記①中の「他の日」とは、他の1日に限りません。

イ 修学時間とは、当該日の授業開始時刻から終了時刻までの時間から、休憩時間（昼食時間を含む。）を除いた時間をいいます。